

令和3年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第56号説明資料

令和3年8月30日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
新旧対照表	4～9

税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和3年度税制改正大綱において、軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の見直しが行われ、令和3年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の見直しに関する規定の改正

（附則第16条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

地方税法では、軽自動車は、④自家用乗用車、⑤営業用乗用車、⑥自家用貨物車、⑦営業用貨物車の4つの種別に分けられており、その種別ごとに、一定の基準を達成している車両に対し、新規取得された翌年度の税率が軽減される「グリーン化特例」という措置が講じられています。

このうち、④自家用乗用車については、平成31年度税制改正に伴う法改正によって、令和4年度までの税率軽減の適用期限の延長及び税率軽減の対象車両の重点化といったグリーン化特例の見直しが行われたことから、大磯町においても令和元年6月に大磯町町税条例の一部改正を行い、所要の措置を講じています。

そして、今回の法改正によって、自家用乗用車以外の種別（⑤営業用乗用車、⑥自家用貨物車、⑦営業用貨物車）に対し、グリーン化特例の見直しとして、次の2つの措置が講じられました。

【令和3年度（今回）のグリーン化特例の見直し概要】

1 税率軽減の適用期限の延長 + 税率軽減の対象車両の重点化

(1) 対象となる種別：⑥自家用貨物車、⑦営業用貨物車

(2) 改正内容

ア 税率軽減の対象車両の新規取得年度の延長

新規取得年度：令和元年度・令和2年度 → **令和3年度・令和4年度に延長**

イ 令和3年度・令和4年度の税率軽減の対象車両：電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限定

年度	対象車両	税率軽減の内容
令和元年度	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	75%軽減
令和2年度	一定の燃費・排出ガス基準を達成している軽自動車	50%又は25%軽減



令和3年度	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	75%軽減
令和4年度	一定の燃費・排出ガス基準を達成している軽自動車	軽減なし

2 税率軽減の適用期限の延長 + 税率軽減の基準の変更

(1) 対象となる種別：⑧営業用乗用車

(2) 改正内容

ア 税率軽減の対象車両の新規取得年度の延長

新規取得年度：令和元年度・令和2年度 → **令和3年度・令和4年度 に延長**

イ 令和3年度・令和4年度の税率軽減の基準の変更

年度	対象車両	税率軽減の内容
令和元年度 令和2年度	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	75%軽減
	一定の燃費・排出ガス基準を達成している軽自動車 ○燃費基準 令和2年度燃費基準のみ	50%又は25%軽減



令和3年度 令和4年度	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	75%軽減
	一定の燃費・排出ガス基準を達成している軽自動車 ○燃費基準 令和2年度燃費基準 に 令和12年度燃費基準を追加	50%又は25%軽減

これらの軽自動車税（種別割）の見直しに伴い、関連規定の改正を行うものです。

(2) 引用条項の整理（第20条、附則第6条関係） 【施行日：この条例の公布の日】

ア 第20条「区分所有に係る家屋の補正の方法の申出」関係

地方税法施行規則第15条の3第1項の追加による「項」の繰下げに伴う「引用条項」の整理を行います。

イ 附則第6条「固定資産税の課税標準の特例」関係

地方税法附則第15条中、第8項、第9項、第10項、第31項及び第41項の廃止による「項」の繰上げに伴う「引用条項」の整理を行います。

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の見直しについて

1 平成31年度税制改正による見直し（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの新規取得車両）→ 令和元年6月に条例改正済み

対象車両	令和元年度・令和2年度				令和3年度・令和4年度			
	区分	軽減率	標準税率金額	軽減税率金額	区分	軽減率	標準税率金額	軽減税率金額
④ 家用乗用車	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	10,800円	2,700円	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	10,800円	2,700円
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①令和2年度燃費基準+30%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	50%軽減	10,800円	5,400円	燃費基準・排出ガス基準による軽減なし			
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①令和2年度燃費基準+10%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	25%軽減	10,800円	8,100円				

※ 排出ガス基準低減達成：平成17年排出ガス基準75%達成 又は 平成30年排出ガス基準50%達成のいずれかを満たすこと。

2 令和3年度税制改正による見直し（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの新規取得車両）→ 令和3年9月議会で条例改正を提案

対象車両	令和元年度・令和2年度				令和3年度・令和4年度			
	区分	軽減率	標準税率金額	軽減税率金額	区分	軽減率	標準税率金額	軽減税率金額
⑥ 営業用乗用車	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	6,900円	1,800円	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	6,900円	1,800円
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①令和2年度燃費基準+30%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	50%軽減	6,900円	3,500円	①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準90%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	50%軽減	6,900円	3,500円
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①令和2年度燃費基準+10%達成車 ②排出ガス基準低減達成（※）	25%軽減	6,900円	5,200円	①、②、③のいずれも満たす軽自動車 ①令和12年度燃費基準70%達成 ②令和2年度燃費基準達成 ③排出ガス基準低減達成（※）	25%軽減	6,900円	5,200円
⑦ 家用貨物車	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	5,000円	1,300円	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	5,000円	1,300円
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①平成27年度燃費基準+35%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	50%軽減	5,000円	2,500円	燃費基準・排出ガス基準による軽減なし			
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①平成27年度燃費基準+15%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	25%軽減	5,000円	3,800円				
⑧ 営業用貨物車	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	3,800円	1,000円	電気軽自動車、天然ガス軽自動車	75%軽減	3,800円	1,000円
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①平成27年度燃費基準+35%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	50%軽減	3,800円	1,900円	燃費基準・排出ガス基準による軽減なし			
	①、②のいずれも満たす軽自動車 ①平成27年度燃費基準+15%達成 ②排出ガス基準低減達成（※）	25%軽減	3,800円	2,900円				

※ 排出ガス基準低減達成：平成17年排出ガス基準75%達成 又は 平成30年排出ガス基準50%達成のいずれかを満たすこと。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第19条 省略</p> <p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第20条 施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年1月31日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第20条の2～第25条 省略</p> <p>第3節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第19条 省略</p> <p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第20条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年1月31日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第20条の2～第25条 省略</p> <p>第3節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>

改正案	現行
(6) 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(6) 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(7) 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	(7) 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
(8) 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	(8) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
(9) 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	(9) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
(10) 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(10) 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
(11) 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(11) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
(12) 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(12) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1	(13) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1
(14) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零	(14) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 零 (15) 法附則第64条に規定する条例で定める割合 零
第7条～第15条 省略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	第7条～第15条 省略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正案	現行
<div data-bbox="152 229 1108 280" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="129 292 1108 523">2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="152 528 1108 579" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="129 691 1108 1018">3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="152 1027 1108 1078" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="129 1190 1108 1422">4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる</p>	<div data-bbox="1158 229 2114 280" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="1135 292 2114 619">2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <div data-bbox="1158 628 2114 679" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="1135 691 2114 1121">3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第27条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <div data-bbox="1158 1131 2114 1182" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">省略</div> <p data-bbox="1135 1193 2114 1425">4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年</u></p>

改正案	現行
<p>字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">省略</p>
<p>5 省略</p>	<p>5 省略</p>
<p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">省略</p>
<p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
<p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>第17条 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>2 <u>生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日（平成30年6月6日）から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日（令和2年4月30日）から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項にお</u></p>	<p>第17条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>いて「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>改正後の大磯町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	